

本人確認書類の添付について

背景

番号制度の導入に伴い、原則、平成 28 年 1 月 1 日以降の寄附に係る「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」（第 55 号の 5 様式）、「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」（第 55 号の 7 様式）から、個人番号の記載が開始されます。地方税法附則第 7 条第 3 項、第 5 項、第 10 項、第 12 項の規定により、番号を記入することは義務とされています。

なお、皆さんから収集した個人番号は、寄附金税額控除に係る申告特例制度に関連する業務以外の目的に利用することはありません。また、特定個人情報が記載された書類・ファイルは、物理的安全措置を施した場所に保管し、適切、厳重に管理します。寄附した年の翌年 3 月 31 日までに、これらの書類・ファイルを適切な方法により溶解します。

寄附者本人から書類を提出する場合

他人の成りすましを防止するため、厳格な本人確認を行います。下記 2 点の確認が取れる書類の添付が必要になります。

- ① 正しい番号であることの確認（番号確認）
- ② 手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）

(ア) 個人番号カード（平成 28 年 1 月以降本人の申請により交付されるカード）をお持ちの場合

個人番号カードの表裏の両面をコピーしたものを、「長井市ふるさと応援寄附申出書」に貼付のうえ、ご提出ください。

(イ) 個人番号カードをお持ちでない場合

下記 1)、2) の 2 点を「長井市ふるさと応援寄附申出書」に貼付のうえ、ご提出ください。

1) 番号確認用

平成 27 年 10 月以降に送付される「通知カード」の写し、「住民票（番号記載があるもの）の写し」、住民票記載事項証明書のいずれか一点

2) 身元確認用

運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書等の官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されているもので、いずれか 1 点の写し

寄附者の代理人から書類を提出する場合

下記 3 点の確認を取れる書類の添付が必要になります。

- ① 代理権があることの確認（代理権の確認）
- ② 手続を行っている代理人の身元が実存することの確認（代理人の身元確認）
- ③ 寄附者本人の番号が正しい番号であることの確認（本人の番号確認）

① 代理権の確認

- 法定代理人の場合：戸籍謄本その他その資格を証明する書類
- 任意代理人の場合：委任状

② 代理人の身元の確認

代理人の個人番号カード、運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書等の官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されているもので、いずれか 1 点の写し

③ 本人の番号確認

本人の個人番号カード、本人の個人番号通知カード、本人の個人番号が記載された住民票、住民票記載事項証明書のうち、いずれか 1 点の写し

上記①、②、③の 3 点を「本人確認書類貼付用台紙」に貼付のうえ、添付書類としてご提出ください。